

発議案第 37 号

有料公共施設の使用料減免を求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 12 月 15 日

八千代市議会議長 木 下 映 実 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	堀 口 明 子
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国からの新型コロナウイルス感染症対策の要請期間のみ、市内の有料公共施設の使用料を減免することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

有料公共施設の使用料減免を求める決議

今年2月末から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公共施設の利用制限が行われた。その後、「3密」を避けるという国からの要請の下、感染症対策で利用人数の制限が行われたが、使用料は以前のままである。

市民からは「利用人数の制限は理解できるが、使用料が以前のままとするとサークルなどの存続に不安」、「楽しみが半減してしまう」などの声がある。

利益が目的の民間施設とは異なり、公共施設は市民サービスの一環である。コロナ禍において、少しの時間を仲間と歓談したり、体を動かしたり、学習したりする市民のために、特例で使用料の減免を行うべきである。

よって、本市において、国からの新型コロナウイルス感染症対策の要請期間のみ、市内の有料公共施設の使用料を減免することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月22日

八千代市議会